

令和2年6月19日

保護者 各位

県立吹上高等学校  
校長 大久保 幸男

生徒の政治活動等について（お願い）

向夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから本校の教育活動について、ご協力を賜り感謝いたしております。

さて、公職選挙法等の改正（平成28年6月19日施行）は、年齢満18年以上満20年未満の者が選挙に参加することができることと公布されました。高等学校にも国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することになります。吹上高等学校においても、生徒の政治活動等について下記のとおりの基本方針を定めてあります。ご家庭でもご理解いただき、生徒が国家・社会の形成に主体的に参画していけるようご協力よろしくお願いいたします。

記

I 校内

- 1 選挙活動のすべてを禁止する。

II 校外

- 1 違法なもの・暴力的なものやその恐れが高い場合は、制限または禁止される。
- 2 学業や生活に支障があると認められる場合は、制限または禁止する。
- 3 校外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断して行う。

# 政治活動等について

吹上高等学校 生徒指導部

選挙権：投票日の翌日に18歳になる生徒

選挙運動：〈できる年齢〉

○投票日の翌日に18歳になる生徒

○公示・告示～投票日前日の期間中に

18歳になる生徒は誕生日前日から投票日前日まで  
〈できない年齢〉

○18歳になっていない(上記以外の生徒)

## 投票・選挙運動のできる生徒

電子メールでの選挙運動はできません。また、候補者や政党から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することもできません。

※ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合は、その人に連絡するために必要となる情報（Twitterのユーザー名や返信用のURL等）を表示することが義務付けられています。

## 18歳になっていない生徒

Twitter等で送られてきた選挙運動に関するメッセージをリツイート・シェアすることは違法になります。

大人から頼まれてもしてはいけない

インターネット上での書き込みは違法になります。選挙権がある生徒からの送信に返信することもできません。インターネット上での選挙に関すること、選挙活動はできません。

選挙に関することは

総務省（<http://www.soumu.go.jp/>）に詳しく記載されています。